

変 更 届 出 書

年 月 日

目 黒 区 長 宛て

申請者
所在地(住所)

名称及び代表者職・氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業者番号	1	3								
指定した内容を変更した事業所	事業所の名称	フリガナ										
	事業所の所在地	(郵便番号 -)										
変 更 が あ っ た 事 項					変 更 の 内 容							
1	事業所・法人の名称				(変更するサービスの種類) 居宅介護支援							
2	事業所の所在地											
3	主たる事務所の所在地				(変更前)							
4	代表者の氏名・生年月日・住所											
5	登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)											
6	事業所の建物の構造、専用区画等											
7	事業所の管理者の氏名・生年月日・住所				(変更後)							
8	運営規程											
9	その他 ・事業所の電話番号、ファックス番号 ・介護支援専門員の変更 等											
変 更 年 月 日					年 月 日							
担当者 職・氏名					連絡先 TEL				FAX			

備考 1 該当項目に○を付してください。
2 変更内容の分かる書類を添付してください。(「変更届添付書類等一覧」参照)

付表

指定居宅介護支援事業者の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ													
	名称													
	所在地	(郵便番号 ー) 東京都目黒区												
	連絡先	電話番号						FAX番号						
管理者	フリガナ				住所	(郵便番号 ー)								
	氏名													
	生年月日													
	介護支援専門員登録番号													
	当該居宅介護支援事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)													
	兼務する同一敷地内の 他の事業所又は施設 (兼務の場合のみ記入)	事業所等名称												
	兼務する職種 及び勤務時間等													
利用者数(新規申請時は推定数)					人									
従業者	介護支援専門員		専従											
			兼務											
	常勤(人)													
非常勤(人)														
主な 揭示 事項	営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の 休日				
	営業時間	平日			~			土曜			~	日曜・祝日		
	備考													
	利用料	法定代理受領分	なし											
		法定代理受領分以外	介護報酬告示上の額											
	その他の費用													
通常の事業実施地域	①	②		③			④		⑤					
備考														
添付書類	別添のとおり													

備考 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。

(日本産業規格A列4番)

付表(別紙)

当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧

	氏 名		介護支援専門員登録番号	登録都道府県
①	フリガナ			
	氏 名			
②	フリガナ			
	氏 名			
③	フリガナ			
	氏 名			
④	フリガナ			
	氏 名			
⑤	フリガナ			
	氏 名			
⑥	フリガナ			
	氏 名			
⑦	フリガナ			
	氏 名			
⑧	フリガナ			
	氏 名			
⑨	フリガナ			
	氏 名			
⑩	フリガナ			
	氏 名			
⑪	フリガナ			
	氏 名			
⑫	フリガナ			
	氏 名			
⑬	フリガナ			
	氏 名			
⑭	フリガナ			
	氏 名			
⑮	フリガナ			
	氏 名			
⑯	フリガナ			
	氏 名			

備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。

(日本産業規格A列4番)

(参考様式3)
事業所の平面図等

事業所又は施設の名称	
------------	--



- 備考1 各室の用途及び面積を記載してください。
- 2 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。
- 3 設備及び備品の概要を記載することとなっている場合は、本様式の余白部分に当該サービスの提供を行うために整備する備品等の品名及び員数を記載することで差し支えありません。

(日本産業規格A列4番)

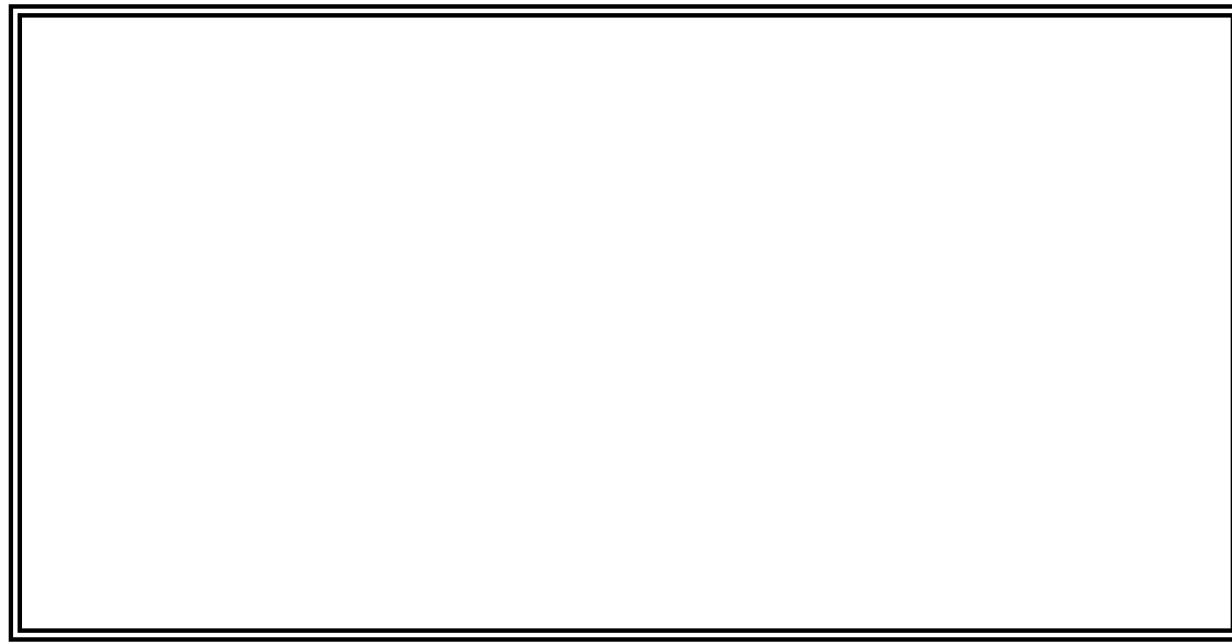
◆ 次のカラー写真をA4の台紙等に貼り付けてください。(必要であれば、1箇所複数毎可)

写真は、台紙に4枚貼れるくらいの大きさでお願いいたします。パソコンで取り込んだ写真でも結構です。

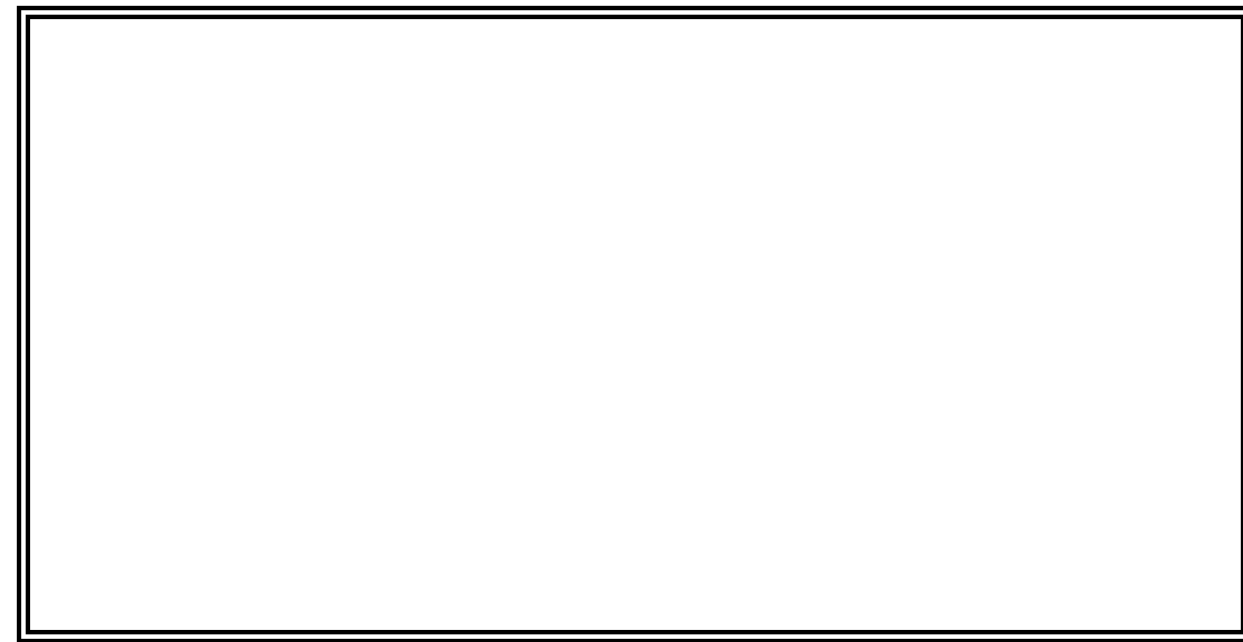
下記の①～④は写真を撮る箇所の一例です。変更した箇所(部屋・区画等)が漏れなく分かるように写真を撮影してください。

事業所又は施設の名称	
------------	--

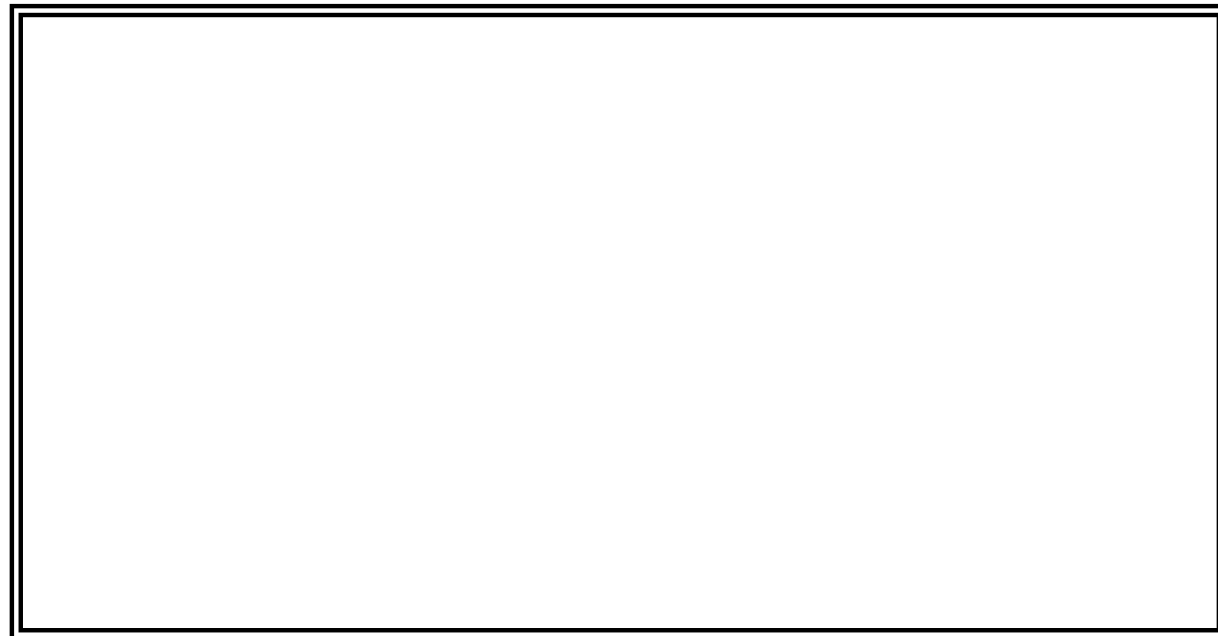
①建物外観



②事務室

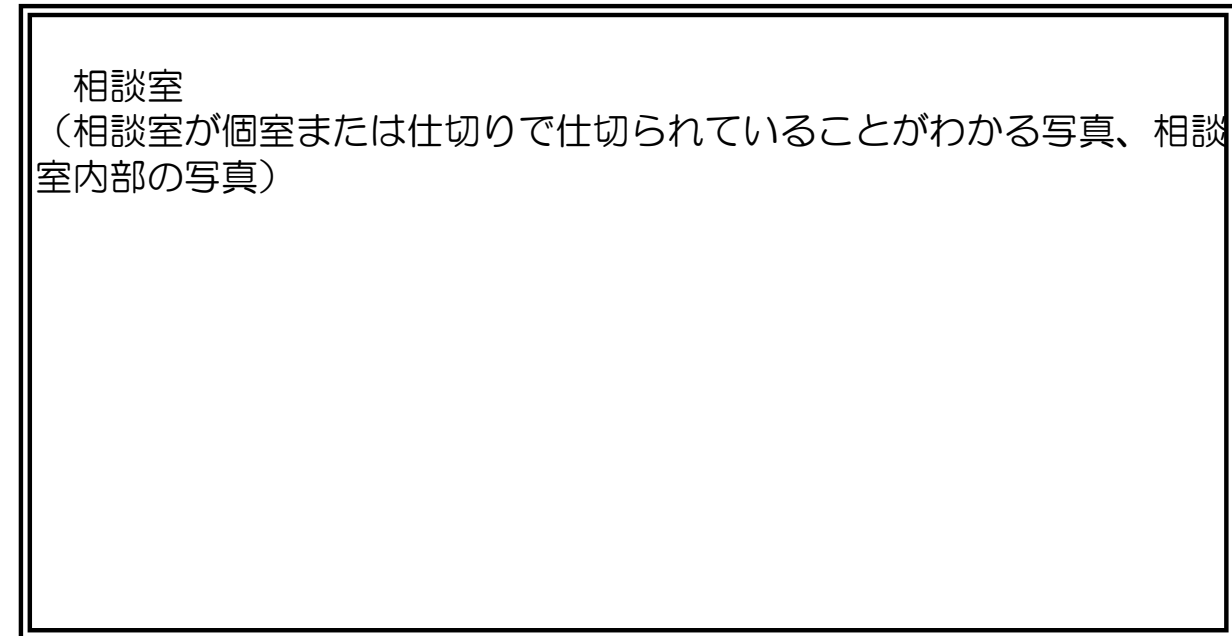


③鍵付書庫



④相談室

相談室
(相談室が個室または仕切りで仕切られていることがわかる写真、相談室内部の写真)



介護保険法第 79 条第 2 項各号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

目黒区長 宛て

申請者 住所

氏名 (法人にあっては名称及び代表者職・氏名)

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。(但し、申請者が法人である場合は、その役員等が下記の第三号の二から第五号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当しないことを誓約します。)

記

(介護保険法第79条第2項)

- 一 申請者が市町村の条例 (※ 1) で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の介護支援専門員の人員が、第八十一条第一項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な居宅介護支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 三の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 五 申請者が、第八十四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者 (当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。) であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 五の二 申請者と密接な関係を有する者が、第八十四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- 六 申請者が、第八十四条第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六の二 申請者が、第八十三条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第八十四条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六の三 第六号に規定する期間内に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 八 申請者が、法人で、その役員等のうちに第三号の二から第五号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 九 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第三号の二から第五号まで又は第六号から第七号までのいずれかに該当する者であるとき。

※1 目黒区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例

介護保険法施行令

(労働に関する法律の規定)

第三十五条の三 法第七十条第二項第五号の二(法第七十条の二第四項(法第七十八条の十二、第百十五條の十一、第百十五條の二十一及び第百十五條の三十一において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第七十八条の二第四項第五号の二(法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。)、第七十九条第二項第四号の二(法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。)、第八十六条第二項第三号の二(法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。)、第九十四条第三項第五号の二(法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。)、第百十五條の二第二項第五号の二、第百十五條の十二第二項第五号の二及び第百十五條の二十二第二項第四号の二の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百七條、第百十八條第一項(同法第六條及び第五十六條の規定に係る部分に限る。)、第百十九條(同法第十六條、第十七條、第十八條第一項及び第三十七條の規定に係る部分に限る。))及び第百二十條(同法第十八條第七項及び第二十三條から第二十七條までの規定に係る部分に限る。))の規定並びに当該規定に係る同法第二百一十一條の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十四條(第四項を除く。))の規定により適用される場合を含む。)

二 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四十條の規定及び同條の規定に係る同法第四十二條の規定

三 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第三十四号)第十八條の規定及び同條の規定に係る同法第二十條の規定
(平二三政三七六・追加)

(参考様式10)

目黒区暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに掲げる者に
該当しない旨の誓約書

年 月 日

目黒区長 宛て

申請者 所在地

名称

代表者職・氏名

介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所に係る指定の申請者(当該申請者が法人である場合にあつてはその役員等、法人以外の団体である場合にあつてはその代表者、理事その他法人における役員等と同等の責任を有する者)、当該事業所の設置者、管理者その他事業所の業務を統括する者(当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)は、下記に掲げる暴力団員等にあたらず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないことを誓約します。

また、事業所の運営にあつては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等が運営に関与しないことを誓約します。

記

【目黒区暴力団排除条例（平成24年3月14日目黒区条例第3号）】（一部抜粋）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものをいう。